

# 第41回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和4年1月25日(火曜日)  
午後6時から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

---

## 《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等  
について

(2) その他

3 閉 会

---

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和4年1月25日付け災対第3865号で示された「まん延防止等重点措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

### 記

#### 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期 間：令和4年1月27日～2月20日
- (2) 対 応：適切な感染防止策等（※）の実施を条件とします。
- (3) その他：市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

#### 2 参考資料

令和4年1月25日付け災対第3865号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて」

※：適切な感染防止策等（まん延防止等重点措置に基づく要請より）		
▶ イベント開催の要件は以下のとおり		
	感染防止安全計画策定 ※2	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※1	20,000人まで (対象者全員検査により、収容定員まで追加可 ※3)	5,000人
収容率 ※1	100% ※4	大声なし：100%、大声あり：50% ※5

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること

◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※2 参加人数が5,000人超のイベントに適用

※3 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限（20,000人）を超える範囲の入場者とする  
対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要

※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義

※6 飲食提供は、5時～21時。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は11時～20時30分）  
業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		12/24 ～ 1/31 (前回)	対策等	1/27 ～ 2/20	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
市民総合センター（クリエイティブセンター）		○		○	
教育センター		○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。	○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
男女共生センターローズWAM		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
生涯学習センターきらめき		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
保健	保健医療センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
	こども健康センター	○		○	
東保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×	工事のため休館(令和3年11月16日～令和4年2月18日(予定))	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。(令和4年2月18日(予定)までは工事により休館)
	福井多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	葦原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	沢池多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	西河原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	南茨木多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	いきいき交流広場	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保した上で実施する。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保した上で実施する。
	コミュニティデイハウス	○	食事中の会話を禁止した上で食事の提供を実施、カラオケなど高唱を伴う活動を行う場合、利用可能人数の上限を市に報告の上、実施。	×	自粛を要請。
	街かどデイハウス	○		×	
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	○	歌唱・高唱での貸室利用は、定員を50%に削減する。	○	歌唱・高唱での貸室利用は、定員を50%に削減する。
	障害者就労支援センターかしの木園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	障害者生活支援センターともしび園	○		○	
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
	すくすく親子教室	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施
子育て支援	子育て支援総合センター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。
	子育てすこやかセンター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		12/24 ～1/31 (前回)	対策等	1/27 ～2/20	対策等
体育館	市民体育館	○		○	
	福井市民体育館	○		○	
	南市民体育館	○		○	
	東市民体育館	○		○	
プール	西河原市民プール	○		○	
	中条市民プール	×	夏期のみ開場	×	夏期のみ開場
	五十鈴市民プール	○		○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○		○	
	春日丘運動広場グラウンド	○		○	
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場フットサル場	○		○	
	桑原ふれあい運動広場	○		○	
	中央公園北グラウンド	○		○	
	中央公園南グラウンド	○		○	
	島3号公園大グラウンド	○		○	
	島3号公園小グラウンド	○		○	
	西河原公園北グラウンド	○		○	
	西河原公園南グラウンド	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	○		○	
	春日丘運動広場庭球場	○		○	
	福井運動広場庭球場	○		○	
	桑原運動広場庭球場	○		○	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	○		○	
	西河原公園南庭球場	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
	西河原公園屋内運動場	○		○	
	春日丘運動広場弓道場	○		○	
	IBALAB@広場	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。
	忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	○		○	

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		12/24 ～1/31 (前回)	対策等	1/27 ～2/20	対策等
コミュニティセンター	蓋原コミュニティセンター	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	中津コミュニティセンター	○			
	庄栄コミュニティセンター	○			
	水尾コミュニティセンター	○			
	郡コミュニティセンター	○			
	西河原コミュニティセンター	○			
	穂積コミュニティセンター	○			
	畑田コミュニティセンター	○			
	東コミュニティセンター	○			
	豊川コミュニティセンター	○			
	彩都西コミュニティセンター	○			
	三島コミュニティセンター	○			
	大池コミュニティセンター	○			
	春日コミュニティセンター	○			
	東奈良コミュニティセンター	○			
	沢池コミュニティセンター	○			
	山手台コミュニティセンター	○			
玉櫛コミュニティセンター	○				
公民館	茨木公民館	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。 見山公民館は改修工事中。	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。 見山公民館は改修工事中。
	春日丘公民館	○			
	中条公民館	○			
	安威公民館	○			
	玉島公民館	○			
	福井公民館	○			
	清溪公民館	○			
	見山公民館	×			
	石河公民館	○			
	太田公民館	○			
	太田公民館分室	○			
	天王公民館	○			
	郡山公民館	○			
	耳原公民館	○			
	白川公民館	○			
西公民館	○				

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		12/24 ～1/31 (前回)	対策等	1/27 ～2/20	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリシタン遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○		○	
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム（天文観望室）		○		○	
青少年	上中条青少年センター	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
	青少年野外活動センター	△	キャンプエリアは冬期休所期間（12/1～3/19）	△	キャンプエリアは冬期休所期間（12/1～3/19）
図書館（富士正晴記念館含む。）		○	3密対策を講じて開館。	○	3密対策を講じて開館。
里山センター（森の学び舎）		○	会議室等の貸室については、収容率制限を解除する。芝生広場・バーベキュー等、センター主催のイベントについては感染防止対策を徹底し、開催。	○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下（条件あり）とする。芝生広場については、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止。
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園	○		○	

災 対 第 3865 号  
令和4年1月25日

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本日、国において、大阪府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されることを踏まえ、第67回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、1月27日から2月20日までのまん延防止等重点措置に基づく要請（府有施設を含む）を決定いたしました。貴市町村におかれても、引き続きの感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

あわせて、本会議で決定された要請内容について、ホームページやSNS等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 まん延防止等重点措置に基づく要請

別添資料2 第67回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(ご参考)

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/67kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/67kaigi.html)

問い合わせ先

危機管理室災害対策課

健康危機事象対策チーム

柴田・新井・細谷

代表 06-6941-0351 (内線 4947、4948)

- ① 区域 **大阪府全域**
- ② 要請期間 **まん延防止等重点措置を実施すべき期間（令和4年1月27日～2月20日）**  
**【大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されることを条件とする】**
- ③ 実施内容

### ●府民への呼びかけ（特措法第24条第9項、第31条の6第2項に基づく）

- **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること**（法第24条第9項）
  - **営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと**（法第31条の6第2項）
  - **会食を行う際は、4ルールに留意すること**（法第24条第9項）
    - ・ **同一テーブル4人以内**
    - ・ **2時間程度以内での飲食**
    - ・ **ゴールドステッカー認証店舗を推奨**
    - ・ **マスク会食※の徹底**
- ※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底（法第24条第9項）
  - 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること（対象者全員検査で陰性を確認した場合は対象外）（法第24条第9項）
  - 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
  - 感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること（無料検査事業を実施）（法第24条第9項）
  - 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること（法第24条第9項）



## ●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食を自粛すること  
（対象者全員検査を実施する場合は活動可能）
- 感染リスクの高い、自宅・友人宅での飲み会や多人数が集まる会食を自粛すること
- 感染防止と、面接授業・遠隔授業の効果的実施による学修機会の確保の両立を図ること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

## ●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者※は、BCP（事業継続計画）の点検を行い、必要な業務を継続すること（法に基づかない働きかけ）

※ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（例）

- ・ 医療関係（病院、薬局等）
- ・ インフラ運営関係（電力、ガス等）
- ・ 生活必需物資供給関係（家庭用品の流通、ネット通販等）
- ・ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ等）
- ・ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容等）
- ・ 金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等）
- ・ 物流・運輸サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、航空、郵便等）
- ・ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後クラブ等）
- ・ 生活支援関係（介護老人福祉施設、障がい者支援施設等）
- ・ 飲食料品供給関係（飲食料品の流通、ネット通販等）

- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む） （特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

【チケット販売が開始された場合には、1月28日まで販売されたものに限り、以下の要件を満たさずとも、チケットのキャンセル不要】

	感染防止安全計画策定 ※2	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※1	20,000人まで （対象者全員検査により、収容定員まで追加可※3）	5000人
収容率 ※1	100% ※4	大声なし：100%、大声あり：50% ※5

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること

◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※2 参加人数が5000人超のイベントに適用

※3 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限（20,000人）を超える範囲の入場者とする  
対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要

※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義

※6 飲食提供は、5時～21時。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は11時～20時30分）

業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

● **施設について**（府有施設を含む） **飲食店等への要請**（特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく）

施設	要請内容														
	ゴールドステッカー認証店舗 （8ページ参照）	その他の店舗													
<p><b>【飲食店】</b> 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p><b>【遊興施設】</b> キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p><b>【結婚式場等】</b> 飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合</p>	<p>○以下の①又は②のいずれかとする事 （法第31条の6第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>営業時間短縮</th> <th>酒類提供(持込み含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>5時～21時</td> <td>11時～20時30分</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>5時～20時</td> <td>自粛</td> </tr> </tbody> </table> <p>○同一テーブル4人以内（法第24条第9項） （5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は同一テーブル5人以上の案内も可 ※対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要</p>		営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)	①	5時～21時	11時～20時30分	②	5時～20時	自粛	<p>○以下のとおりとする事 （法第31条の6第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業時間短縮</th> <th>酒類提供(持込み含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5時～20時</td> <td>自粛</td> </tr> </tbody> </table> <p>○同一グループ・同一テーブル4人以内（法第24条第9項） （5人以上の入店案内は控えること）</p>	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)	5時～20時	自粛
	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)													
①	5時～21時	11時～20時30分													
②	5時～20時	自粛													
営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)														
5時～20時	自粛														

**【営業にあたっての要請事項】**

（特措法第31条の6第1項に基づくもの）

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第9項に基づくもの）

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底
- 利用者に対し2時間程度以内での利用を要請
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（特措法第31条の6第1項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	<p>○以下の感染防止対策を徹底すること  <small>（法第31条の6第1項）</small></p> <p><b>入場者の整理等</b>            （人数管理、人数制限、誘導等）、  <b>入場者に対するマスク着用の周知、</b>  <b>アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保</b> など</p>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	<b>【人数上限・収容率】</b> イベント開催時は、 <b>イベント開催制限と同じ</b> （法第24条第9項）  <b>【その他】（1000㎡超の施設に要請）</b> <b>○以下の感染防止対策を徹底すること</b> <small>（法第31条の6第1項）</small> <b>入場者の整理等</b> <b>（人数管理、人数制限、誘導等）、</b> <b>入場者に対するマスク着用の周知、</b> <b>アクリル板設置又は利用者の適切な距離</b> <b>の確保 など</b>
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

## 概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

## 対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

## 認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底、CO2センサーの設置
- ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等

## 問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分



## まん延防止等重点措置コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、本日1/25(火)は22時まで

1/29(土)、1/30(日)は9時30分～17時30分

開設

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定



各 位

## 第 67 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第 67 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

1. 日時 : 令和 4 年 1 月 25 日 (火) 15 時 00 分から 16 時 00 分まで
2. 場所 : 大阪府本館 1 階 第一委員会室

**【結果概要】****(1) 現在の感染状況・療養状況等**

- 新規陽性者数の拡大速度は、1 月上旬と比較するとやや鈍化したが、過去の波を上回る速度で依然拡大中。(直近 1 週間は平均 6,011 人/日)
- クラスターについては、児童施設関連の割合が約 5 割と急増。医療機関関連も増加。
- 療養状況については、中等症Ⅱが全体に占める割合が増加。入院患者のうち、80 代は直近 5 日間で 209 名と前週の約 2 倍に増加。
- 一般救急患者の搬送困難事案の件数が増加し、一般救急医療がひっ迫状態に近づきつつある。
- 宿泊療養施設については、35 施設 10,242 室を運用。(1 月 24 日～) さらに、2 月上旬に約 1,000 室を増室予定。
- 大阪コロナ大規模医療・療養センターの運用開始のタイミングを、「大阪モデルの非常事態へ移行し、約 1 週間で開設・運用開始」と変更。療養対象者は、原則 40 歳未満でセンターでの療養を希望する軽症・無症状の者で自宅において適切な感染管理対策がとれない者(ただし、重症化リスクがある者は宿泊療養)とする。運用開始は 1 月 31 日(月) 午前 9 時から。

**(2) まん延防止等重点措置に基づく要請等**

- 大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されることを条件として、大阪府全域を対象に、1 月 27 日から 2 月 20 日まで、まん延防止等重点措置に基づき要請。
- 府民には、「混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動自粛」「営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと」などを要請。
- 大学等には、「発熱等の症状がある学生は登校や活動参加を控えるよう周知徹底」などを要請。
- 経済界には、テレワークや、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等は BCP(事業継続計画)の点検を行い、必要な業務を継続することなどを依頼。
- イベントは、感染防止安全計画を策定する場合は、20,000 人を人数上限(対象者全員検査により収容定員まで追加可)に、収容率 100%で開催可能。
- 飲食店等への要請については、ゴールドステッカー認証店舗は、①営業時間 5 時～21 時、酒類提供 11 時～20 時 30 分か、②営業時間 5 時～20 時、酒類提供自粛 のいずれかを選択可。あわせて、同一テーブル 4 人以内を要請(対象者全員検査により同一テーブル 5 人以上の案内も可)。その他の店舗は、営業時間 5 時～20 時、酒類提供自粛。あわせて、同一グループ・同一テーブル 4 人以内を要請。
- 飲食店以外の大規模商業施設等には、入場者の整理等を要請。

**(府立学校における今後の教育活動)**

- 授業については、感染リスクの高い活動は実施せず、通常形態(1 教室 40 人まで)を継続。修学旅行等は、感染防止対策を徹底したうえで実施。部活動は、感染リスクの高い活動は実施せず、合宿や府県間移動を伴う練習試合(合同練習を含む)は実施しない。

**(3) その他(オミクロン株の感染急拡大に伴う今後の医療・療養体制等について)**

- オミクロン株の感染急拡大を踏まえ、入院の対象を見直し。宿泊療養は、重症化リスクのある者などを優先して入所。

恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/67kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/67kaigi.html)

令和 4 年 1 月 25 日